

第五条を次のように改める。
(著作権登録原簿等の調製方法)

第五条 次の各号に掲げる著作権登録原簿、出版権登録原簿又は著作隣接権登録原簿(以下「著作権登録原簿等」と総称する)は、それぞれに記録されている事項を記載した書類(以下「登録事項記載書類」という)をそれぞれ当該各号に定める様式により作成できるように調製する。

一 著作権登録原簿(次号に掲げる著作権登録原簿を除く)及び出版権登録原簿 別記様式第一
二 プログラムの著作物に係る著作権登録原簿 別記様式第一の二
三 著作隣接権登録原簿 別記様式第一

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を削る。

第八章第一節の二中第八条の二を第七条とする。

第八条の三第一項中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第八条とする。

第九条第一項第三号中「実演等」の下に「実演、レコード、放送番組又は有線放送番組をいう。第十一条第二項第一号において同じ。』を加え、同条第二項中「附す」を「付す」に改める。第十一条を次のように改める。

第十一条 著作権登録原簿等は、表示部、事項部及び信託部(次項において「表示部等」という。)の別に記録する。

2 表示部等についての登録は、次の各号に掲げる部の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記録して行つて。

一 表示部 申請書に掲げた事項のうち著作物の題号又は実演等の名称及び申請書に添付した令第二十一条第二項各号のいずれかの書面に掲げた事項(プログラムの著作物に係る著作権登録原簿にあつては、同項第一号イに規定する事項を除く。)

二 事項部 次に掲げる事項

イ 申請書に掲げた事項のうち令第二十条各号(第三号及び第七号を除く。)の事項

ロ 申請書に掲げた事項のうち令第二十七条若しくは第二十八条に規定する事項又は登録すべき権利に関する事項

ハ 第九条第一項の規定により申請書に記載した同項第一号及び第二号に掲げる事項

三 信託部 前号に掲げる事項及び申請書に掲げた事項のうち令第三十六条第一項各号に掲げる事項

3 令第二十九条又は第三十七条第一項の規定による申請があつた場合において著作権登録原簿等の事項部又は信託部に登録するときは、前項第二号又は第三号の事項のほか、債権者又は受益者若しくは委託者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代位の原因を記録する。

第十三条を次のように改める。
(表示番号等の記録)

第十三条 著作権登録原簿等について、表示部に最初に登録したときは、当該登録事項を記録した順序により表示番号を記録する。

2 著作権登録原簿等について、事項部又は信託部に登録したときは、その登録が民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という)をしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消の登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序により順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録する。

第十四条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条中「を朱抹する」を「について抹消記号を記録する」に改める。

第十五条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「抹消」を「記録した」に、を朱抹する」を「について抹消記号を記録する」に改め、同条第二項中「抹消」を「抹消」に改め、登録用紙中の相当事項区の「を削り、記載した」を「記録した」に、を朱抹する」を「について抹消記号を記録する」に改める。

第十六条中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「抹消」を「抹消」に改める。

第十七条の見出し中「記載」を「記録」に改め、同条中「その」を削り、記載し、文化庁長官が指定する職員が印を押す」を「記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 文化庁長官が指定する職員は、著作権登録原簿等について登録したときは、登録事項記載書類を作成し、登録の確認を行わなければならない。

第十八条中「その事項区の各欄に縦線を引いて余白と分界する」を「備考欄に続けて分界記号を記録する」に改める。

第十八条の二第二項中「民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)」を「保全仮登録」に、登録用紙中の事項区の事項欄」を「事項部」に改め、同条第二項を削る。

第十八条の三中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第二項第二号」に、に掲げる欄」を「に掲げる部」に、記載する」を「記録する」に改め、同条第一号中「事項区の事項欄」を「事項部」に改め、同条第二号中「事項区の事項欄」を「事項部」に改める。

第十八条の四中「第十八条の二第二項の相当の余白に」を「保全仮登録の次に」に改める。

第十九条を削る。

「第三節 著作権登録原簿等の閲覧手続等」を「第三節 登録事項記載書類の交付手続等」に改める。

第二十条の見出しを(登録事項記載書類の交付申請手続等)に改め、同条第一項中「著作権登録原簿等の謄本若しくは抄本若しくはその」を「登録事項記載書類の交付又は著作権登録原簿等の」に、又は著作権登録原簿等若しくはその附属書類の」を「若しくは」に改め、同項第三号中「著作権登録原簿等の謄本若しくは抄本又はその」を「登録事項記載書類又は著作権登録原簿等の」に改め、同条第二項を削り、第八章第三節中同条を第十九条とする。

第二十一条の見出し中「著作権登録原簿等の謄本又は抄本」を「登録事項記載書類」に改め、同条第一項中「著作権登録原簿等の謄本は、著作権登録原簿等同一の様式によつて作成し、を」を「登録事項記載書類に」に、朱線を引く」を「余白である旨を記載する」に改め、同条第二項中「前項の謄本を、登録事項記載書類」に、謄本が」を「記載事項が」に改め、著作権登録原簿等の」の下に、に記録されている事項」を加え、同条第三項を削り、同条を第二十条とする。

第九章中第二十一条を第二十一条とし、第二十一条の二を第二十一条とする。

第十章中第二十一条の三を第二十一条の二とし、第二十一条の四を第二十一条の三とする。

第二十三条中「第七十八条第四項」を「第七十八条第五項」に改める。

第二十四条第八号中「第二十一条の三」を「第二十一条の二」に改める。

附則第五項を削る。
附則第六項中「事項区の」を削り、記載する」を「記録する」に改め、同項を附則第五項とする。